

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

埼玉縣信用金庫（証券コード：ー）

【据置】

長期発行体格付	A-
格付の見通し	安定的

■格付事由

- (1) 埼玉県熊谷市に本店を置く資金量約3兆円の信用金庫。多様な産業基盤などを背景に預貸金の市場規模が大きい埼玉県において、当金庫は県内全域に支店網を持ち、貸出シェアは県内3位と一定のプレゼンスを有する。相応の事業基盤や良質な貸出資産を有していることや、安定した収益力が格付を支えている。一方、課題であった調整後のコア資本比率の低下にも歯止めがかかり、格付に見合った水準に改善が図られている。
- (2) コア業務純益（投資信託解約損益を除く、以下同）は、17/3期をボトムに18/3期以降は増益基調が続いている。足元では役員取引等利益が伸び悩んでいるが、コロナ対応融資による資金利益の増加や経費削減が寄与している。今後もコロナ対応融資に伴う利子補給金の増加、店舗ネットワークの最適化や人員見直しなどのコスト削減による下支えになどより、安定したコア業務純益の水準を維持していけると考える。一方で課題解決能力の育成・強化などにより、収益を伸ばしていけるか注目していく。
- (3) 金融再生法開示債権比率は20年9月末で1.65%（部分直接償却は未実施）と、信金平均を大幅に下回る水準にある。小口分散が図られていることに加え、大口不芳先の未保全額も少ないなど資産の質は良好である。信用リスクの大きい債務者に対して保守的な引当がなされているほか、引当率算定方法の見直しにより一般貸倒引当金の積み増しも行っている。これまでは一部特定先のランクダウンなどにより与信費用が増加傾向にあったが、今後は新型コロナウイルスの感染拡大の影響による与信費用の動向を注視する必要がある。
- (4) 有価証券運用では、債券からSCBグローバル信託や投資信託などリスク資産へのリバランスを図ってきたことで比較的安定した利息配当金（投信解約損益を除く）を確保している。金利リスク量は資本対比でみてさほど大きな水準にはない。投資信託の残高が大きく増加しているものの大半が債券型やマルチアセット型であり、株系資産にかかわる価格変動リスク量は大きくない。
- (5) コア資本比率（単体）は低下傾向にあったが、20年9月末は8.37%（20年3月末8.11%）と上昇した。今後は有価証券にかかるリスクアセット増加が見込まれるが、一定の内部留保により現状程度のコア資本比率の水準は維持していけるとみられる。

（担当）大山 肇・加藤 厚

■格付対象

発行体：埼玉縣信用金庫

【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A-	安定的

格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2021年5月19日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：松村 省三
主任格付アナリスト：大山 肇
3. 評価の前提・等級基準：
評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付方針等」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)、「銀行等」(2014年5月8日)として掲載している。
5. 格付関係者：
(発行体・債務者等) 埼玉縣信用金庫
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度をもって示すものである。
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいて行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官(格付)第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル